

地域循環共生圏と 循環経済・海洋プラスチックごみへの取組

平成31年2月25日
環境省 総合環境政策統括官
中井 徳太郎

第五次環境基本計画の概要

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- ・計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- ・平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に連関・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として搖るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題



国際的な潮流



大きく考え方を転換
(パラダイムシフト)

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを發揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補完し、支え合う



地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

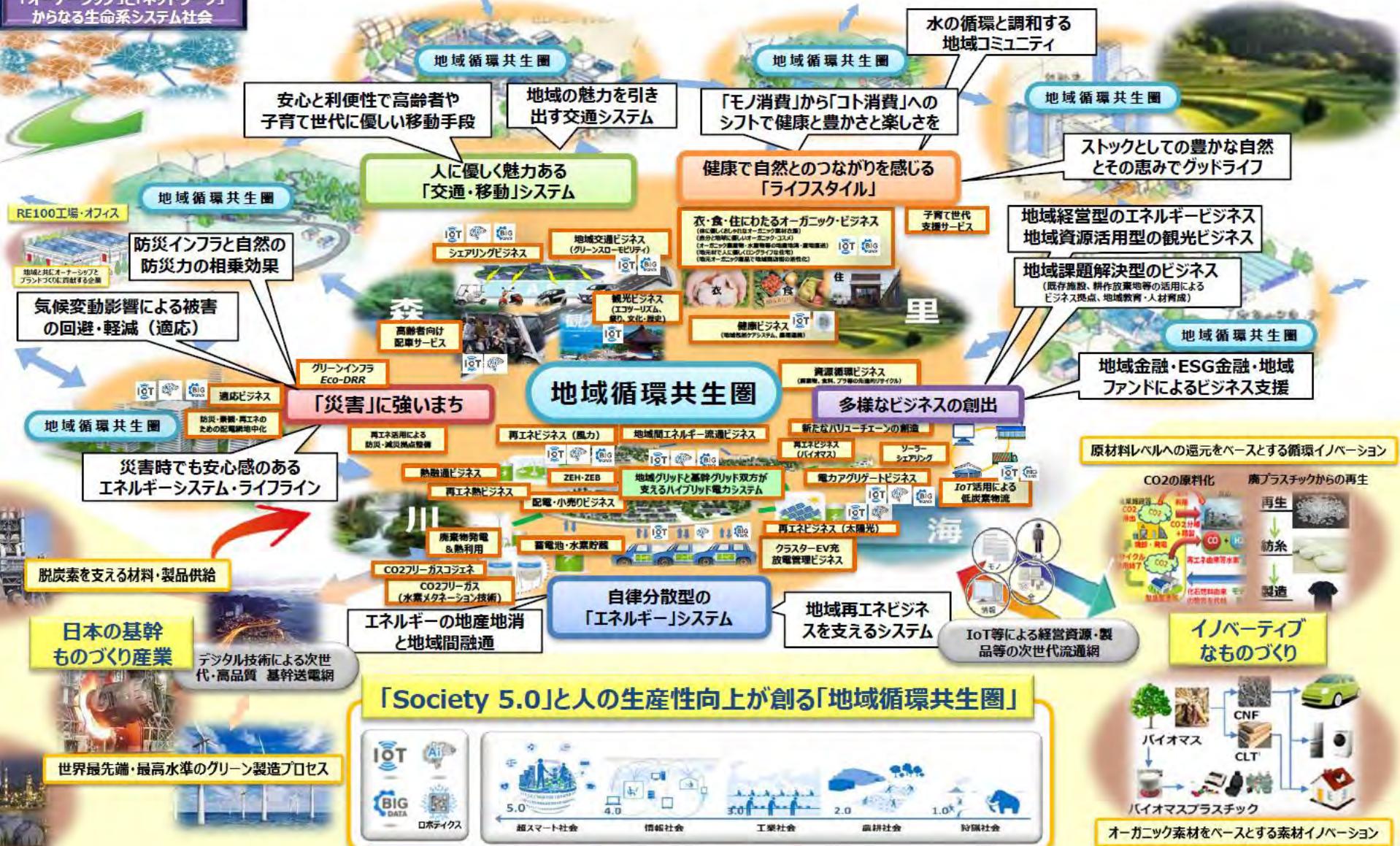
- サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム -

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」= 活力あふれる「地域循環共生圏」⇒「脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ」
 「オーナーシップ」「ネットワーク」「サステナブル」 「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基盤に」

→ 新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤

人々が健康で活き活きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、国土の隅々まで豊かさが行きわたる。

「オーナーシップ」と「ネットワーク」 からなる生命系システム社会



SDGsと地域循環共生圏

- SDGsは究極のゴール(What)であるが、実現する手法(How)は示されていないため、ゴールの実現には、人々に共感してもらえる具体的な道筋(How)を示すことが不可欠。また、SDGsのゴールは不可分で相互に関係するため、個別のゴールの追求ではなく統合的な取組が求められる。



- 多くの人々の共感を得られる、地域が抱える課題やニーズを踏まえた暮らし・まちづくり・ビジネスのアプローチから、SDGsの全分野を統合した具体的な地域像を示したものが「地域循環共生圏」(Localization of SDGs)。
- 「地域循環共生圏」という具体的・包括的なビジョンを全員で共有することで、SDGs実現に個別分野ごとではなく統合的・横断的に取り組むことが可能となる。これにより、SDGsを実現するビジネスや施策に必要な資金、人材、技術、情報を各分野を超えて連携させることが可能となる。

■循環経済・海洋プラスチックごみへの対応のポイント

◆ 地域資源を持続可能な形で最大限活用し価値を創造

- デジタル技術や未利用バイオマス等を活用した循環型ものづくりやエネルギー生産
- 地域を象徴する生物の保全と連動した農林水産品のブランド化

◆ 持続可能なライフスタイルと消費への転換

- 「モノからコトへ」、「シェアリング」などの価値観の変化を捉えた循環型ビジネスモデルへの移行
- 森・里・川・海の価値の再認識による観光資源化と自然環境保全

◆ 関連ビジネスの発展を通じた経済成長・雇用創出

- 地域資源活用ビジネスを通じて地域内経済循環を拡大
- 国際的なニーズ・市場にも対応した地域発イノベーションを促進



循環経済・海洋プラスチックごみへの取組を契機とした
「地域循環共生圏」の創造へ